

岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第9号

岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定により、岩手県教育委員会が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(歴史公文書の保存、利用、廃棄等)

第2条 歴史公文書の保存、利用、廃棄等については、この規則に定めるもののほか、知事が保有する歴史公文書の保存、利用、廃棄等に関する規則（令和4年岩手県規則第50号）の規定の例による。

(電磁的記録の利用の方法)

第3条 条例第23条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	利用の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、公文書センター（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する公文書センターをいう。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、岩手県教育委員会が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したもの、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(費用負担の額)

第4条 条例第24条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第24条第2項の実施機関が定める方法ごとに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(必要な措置を講ずる出資法人)

第5条 条例第47条第2項の実施機関が定める出資法人は、公益財団法人岩手育英奨学会とする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき 10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
	カラー	1枚につき 40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表第2（第4条関係）

方 法	区 分	金 額
-----	-----	-----

複製物の交付	1 光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700 メガバイトのものに限る。）に複製した複製物		1 枚につき 80 円
	2 1 に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1 枚につき 10 円（両面に複写した場合には、20 円）
		カラー	1 枚につき 40 円（両面に複写した場合には、80 円）
	2 1 に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額